

平成23年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成23年12月5日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川地区広域消防組合同規約の変更について

議案第 6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について

議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（13名）

委員長 沢田 広志 君
委員 一ノ瀬 弘昭 君
増井 浩一 君
多比良 和伸 君
土田 政己 君
北谷 文夫 君
辻 勲 君

副委員長 増山 裕司 君
委員 飯澤 明彦 君
水島 美喜子 君
増田 吉章 君
小黒 弘 君
尾崎 静夫 君

（議長 東 英男）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡 雅文

砂川市監査委員	奥山昭
2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者	
副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理	湯浅克己
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	熊崎一弘
まちづくり協働課長	近藤恭史
税務課長	峯田和興
会計課長	高橋伸二
市民部長	高橋豊
市民生活課長	福士勇治
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	橋正紀
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	中村一久
経済部長	栗井久司
商工労働観光課長	河原希之
農政課長	小林哲也
建設部長兼土木課長	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
建築住宅課長	佐藤武雄
建築住宅課副審議監	金丸秀樹
下水道課長	荒木政宏
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監兼改築推進課長	氏家実
管理課長	山田基
医事課長	細川仁
地域医療連携課長	梶浦孝
附属看護専門学校副審議監	佐々木裕二
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者	
教育長	井上克也
教育次長兼スポーツ振興課長	森下敏彦

学 務 課 長 和 泉 肇
兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

社 会 教 育 課 長 田 伏 清 己
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長 古 木 信 繁

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

事 務 局 主 幹 兼 庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 吉 川 美 幸

開会 午後 1時29分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には沢田広志委員、同副委員長には増山裕司委員を指名します。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時29分

〔委員長 沢田広志君 着席〕

再開 午後 1時30分

○委員長 沢田広志君 それでは、予算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました沢田でございます。慎重審議の中で理事者、そして議員のほうも積極的な努力をお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここでお諮りします。本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

◎開議宣告

○委員長 沢田広志君 直ちに議事に入ります。

○委員長 沢田広志君 本委員会に付託されました議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川地区広域消防組合規約の変更について、議案第6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定について、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予

算の7件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて地方債補正及び歳入の審査の順で行う方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第2号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の質疑を終わります。

ここで申し上げます。本案について小黒弘委員から修正の動議が提出されております。暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時50分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題といたします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、議案第3号を修正するために、まずは修正案の提案理由の説明をいたしたいと思います。

長引く景気低迷が続いています。その中でも砂川市は新病院建設を初め、駅東部開発での交流センターゆう、福寿園、保育所、南北コミュニティセンター、南吉野、石山の市営

住宅など公共事業が継続してきました。しかし、今後は宮川団地の建てかえが予定されているだけで、市長が重点を置かれている道路整備を除き、特に建築関係はさらに厳しい状況が予想されます。建築関連産業は多くの業種がかかわり、市内でも就業人口の多くを占めていることはご承知のとおりです。加えて、国、北海道は膨大な借金の中で公共事業大幅削減の最中です。さらに、国は、東日本大震災の復旧、復興への事業費に対し10兆円を大きく超える予算を投入せざるを得ません。大震災特需が生まれると言われていますが、東北周辺の事業者に限定され、道内、とりわけ市内ではマイナスの影響こそあれ、プラスの影響はないと考えます。そのような状況下、住宅改修などに対する当該条例が地元企業に果たす役割は大きいものがあります。私の調査によりますと、同様の助成制度は岩見沢市、滝川市など近隣の市では施工者を地元企業に限定しています。今議会提案の条例の一部改正の理由に地元企業の利用促進を図るためとありますが、私が提出する修正案はその改正理由をさらに強くした、施工事業者を他市と同様に市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者に限定するように修正するものであり、議員各位のご賛同をお願いをいたします。

それでは、修正案の内容を説明いたします。私は、砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例を次のように修正します。

主なものは、第5条第2項を第5条にするということですが、それに至っての関連の条例の修正もしたいと思っております。

まず、第5条第2項の改正条文中「市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は、市内に住所を有する個人事業者が改修工事を行う場合の助成金の額は、前項の規定にかかわらず、」を「助成金は、前条に規定する改修工事の費用の総額が3万円以上（消費税を除く。）のものに対し交付するものとし、助成金の額は」に改める。

ここが一番大事なところですが、第5条第2項の改正条文を第5条とします。

そして、一部修正案にはない第2条を次のように改めます。

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)、住宅 市内に建設されている既存の専用住宅、併用住宅又は共同住宅をいい、併用住宅及び共同住宅にあっては、次条に規定する者が居住の用に供する部分をいう。

(2) は、地元企業を説明します。市内に事業所（本社又は支店等）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

第4条を次のように改めます。

第4条は、助成金の交付対象となる住宅の改修工事は、地元企業が行う工事で、次の各号に掲げる種類とし、対象者が現に居住しているか又は改修工事後に直ちに入居する住宅であって、対象者が居住の用に供する部分とする。

(1)、段差部分への手すりの設置。

(2)、段差の解消。

(3)、滑り防止のための床材変更。

(4)、転落防止のための手すり、柵等の設置。

(5)、前各号に掲げる工事に付帯して必要となる改修工事というふうに修正をいたしたいと思います。

修正案は以上でございます。ご質疑もしあれば、お受けいたしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 これより修正案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 何もないのもまた失礼なのかなと思いますので、1点だけお伺いします。

今回の原案に対する修正案ということでありまして、この修正案の中で過去の、先ほど総括質疑でもいろいろお伺いしていたようですけれども、その過去の例を参考としたときに、この修正案の場合でいったときの影響額がどの程度と見込まれているのかお伺いします。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 残念ながら私には今その根拠は持っていません。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長 沢田広志君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手をお願いします。

〔挙手する者なし〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 私は、議案第3号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定につきまして、原案に賛成の立場で討論を申し上げたいと思います。

ご存じのように、この改正案は定住促進をさらに深めていくという部分に重きを置いたものであり、プラスの効果として地元企業の活性化というものを見越した内容となっております。必要なのは、地元企業に限定するというお考えもあったかと思いますが、それに

対して私は必ずしも否定するものではありませんけれども、定住政策という部分に重きを置いて考えたときに、やはりリフォームをしようとする方の立場に立って物を考えていかなければならないと思っています。そのときに地元企業に限定することによって、本当は考えていた希望する市外の業者という門戸を閉ざすべきではないというふうに思っております。加えて、市内業者の方々にあってはこれまで以上の努力を望むものであり、そして原案でもきちっと書かれているとおりに、上乘せ部分で地元企業のさらなる受注機会の拡大というものが図られるものだと私は判断しておりますので、私は原案に賛成申し上げます。

以上です。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 私は、修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、この条例には反対の立場ではありません。今中小企業等は本当に取り巻く状況が非常に大変ということは、私も市内を回って歩いて感じているところでございます。本当に利益が少ない中、本当に社会貢献をしながら頑張っている企業はたくさんあります。また、もっと突っ込みますと、本当に若者が今企業になかなか雇用がない中で、本当に企業も苦しんでいる状況でございます。そういった中で、このたび小黒委員のほうから近隣の市町村の話も取り上げられまして、納得する部分がありましたので、私はこの第3号の修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

以上でございます。

○委員長 沢田広志君 これで討論を終わります。

これより採決をします。

まず、議案第3号に対して小黒弘委員から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、小黒弘委員から提出された修正案は、否決されました。

これより議案第3号の原案について、起立により採決をします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

ここで申し上げます。本案について小黒弘委員から修正の動議が提出されております。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を開きます。

ただいま配付しました修正案を本案とあわせて議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 議案第4号に対しての修正案を提出いたします。

提案理由の説明は、同じですので、省かせていただきますが、ただどう考えても定住政策だから地元企業に限定できないというのは本当にわからないのです。地元企業でやったら定住政策にならないのかということが、どうして最大のこの修正案反対の理由になるのかというのがちょっとわからないのですけれども、とりあえず修正案の提案理由については説明は前条と同じであります。また、残念ながらその次の条例については中古住宅の関係を修正することはできませんので、修正案は提出いたしませんので、修正案はここまでということになります。議案第4号の砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の修正案は、次のとおりです。

まず、第5条の2第1項の改正条文中「第4条」を「前条」に改め、「地元企業が改修工事を行う場合の助成金の額は、前条第1項の規定にかかわらず、」を削ります。

第5条の2第2項の改正条文中「及び前条第2項」を削ります。

第5条の2第2項及び第3項の改正条文中「地元企業が」を削る。

第5条の2の改正条文を第5条とします。

第15条の改正条文中「、第5条及び第5条の2」を「及び第5条」に改める。

第4条を次のように改めます。

第4条、助成金の対象となる住宅の改修工事は、地元企業が行う工事とし、対象となる改修工事の種類は、住宅の屋根、壁、基礎等主要構造部の耐久性及び安全性向上を目的とする改修工事又は世帯構成の変化等に対応し、性能の向上を目的とする増築、改築若しくは間取りの変更の工事等で、規則に定めるものとする。ただし、併用住宅又は共同住宅にあっては、対象者が居住の用に供する部分とする。

以上です。ご質疑があれば、お受けいたします。

○委員長 沢田広志君 これより修正案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者なし〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 私は、今議案につきまして原案に賛成の立場で討論を申し上げたいというふうに思っております。

先ほど提案者の説明の中でもありましたように、地元企業に限定することが定住促進を進める上で最大の賛成理由ではないと言ったのでしたか、何かそのようなことでしたけれども、私は先ほどと全く同じことをこの場で言うことは、これは不可能でして、またアドリブでお話ししますけれども、私が申し上げたいのは、今回の重きを置かなければならないのはやはり定住政策にあると思います。プラスの効果として地元企業の活性化、あるいは地元経済の活性化という波及効果をねらうという、そういう見方も当然できます。ですが、その視点、観点からして定住政策に重きを置かなければならないというふうに私は思います。そんな中でリフォームしようとする者、リフォームを実際にする方でありますけれども、その方が満足できる、そういうリフォームであることが前提なのだと思います。そうしたときに地元企業の方々が行うリフォームがそういった個々人のニーズにマッチした内容であれば、当然これは上乘せがあるわけですから、地元を受注されるであろうというふうに私は思っております。だが、いかんせん私が先ほどからお話ししているように、頭から地元企業以外の自分がやりたいと思っている、望んでいるリフォームを頭からそれを排除しようとするというか、その門戸を閉ざしてしまうというのは、この定住政策のあり方としてそこが間違いではないかと私は思っている。ですから、私はそのことによって今回の原案で地元企業の方々の受注機会というのも当然ふえてくるのだろうと思いますし、そう信じておりますし、これまでも一定程度やはり地元企業の方というのは頑張っております。今回のこの制度改正によって、さらにその頑張りというのは増してくるのだろうというふうに私は思っております。ですから、私は地元企業に限定最初からすべきものではないと思っていますし、それは先ほど来何回も言っていますけれども、リフォームしようとする方々に対してその選択の門戸を閉ざしてしまうことはいかなるものかという理由です。ですから、私は原案を高く評価して原案に賛成するものであります。

以上です。

○委員長 沢田広志君 辻勲委員。

○辻 勲委員 私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきますけれども、理由は先ほどと同じなのですけれども、1つつけ加えさせていただければ、本当に企業は借りかえしながら大変な中頑張っているという部分もあるということで、小黒委員の言われる近隣が限定している中で、本当にそういう中で頑張っているということで私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○委員長 沢田広志君 これで討論を終わります。

これより採決をします。

まず、議案第4号に対して小黒弘委員から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

起立少数であります。

したがって、小黒弘委員から提出された修正案は、否決されました。

これより議案第4号の原案について、起立により採決をします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市まちなか住まい等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 まちなか住まい、住宅建設あるいは購入、これは中古住宅も含まれているわけですが、このような条例というのは、この第5号に限ってですが、他のまちでもあるのでしょうか、それまずお伺いしたいのですけれども。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 ほかの市町村でも新築に関する助成があるかというご質問でございました。管内でも先ほど本会議場でも小黒さんが申していたとおり、ほかのまちでも新築に関する助成は行っているところはございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 余り僕が調べている限り、改修はほとんどのまちで助成制度というのはあるのですけれども、この住宅建設とか、あるいは購入、それから中古住宅を購入する際に助成金が出るというのは余り聞いてはいないのですけれども、仮にさっき深川市の話は私も見つけた中ですが、ほとんどほかのまちでもやっているというふうに解釈して

いいですか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 ほかのまちでも同じようにたくさんその制度を創設されているかというふうな質問で受け取ったのでございますけれども、他市ではまちなか居住に対して新設する住宅ということで助成をしているところは非常に少ない形になっております。町、市で分譲する土地に新築をする場合、抱き合わせで助成を行うということが多いものです。区域を区切ってこの制度の創設当初と同じような形で新築住宅、中古住宅に助成をしているというところについては非常にまれだというふうに認識しております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当にそうだと思うのです。だからこそ先ほども言ったけれども、第5号のこの住宅建設と購入に関するのと、それから改修ということとは別に分けるべきだろうなというふうにずっと思っていて、たまたま3、4、5とうちのまちは一緒くたになっているものですから、今までのやりとりなんかがとてもわかりづらいということだと思うのですけれども、まちなかに対して住宅を建設、購入に助成を出すということは、これこそまさに定住促進に、つまり改修というのがもう今住んでいる家をどう改修するわけだから、定住という意味とこの第5号との違いがそこに僕はずっとあると思っていまして、だからこっちは僕は修正案出すつもりはないのです。ずっと一ノ瀬委員とやり合っているから、今、だけれども、そのところを僕は市長にも理解をしてほしいのです。住宅改修というのも僕も正直やりましたが、1階部分やったら、水回りまでやったら意外と結構いってしまうのです、金額。500万とか600万とかと平気でいってしまって、もちろんさっき言った住宅を建設するといったら相場は2,000万、この500万、600万が意外と次のいい展開になっていったりとか、つまりそれは住みかえるときに若い人たちが住んでくれると。これもあれなのだけれども、建設となるとなかなか大手のメーカーがいろいろあったりとか、地元とどこまでどうやっていけるかということは、建築主もいろいろ考えるところだと思うのですけれども、住宅改修とはまたちょっと違うかなというふうに思っているのです、まだ本会議場もありますので、ぜひ改修に関しては地元企業で何とかやるような方向を示してほしいなと思うのですけれども。それで、今回この地元企業による場合ということで少し上乗せをしたことになるのですけれども、もともと件数が余り多くない中で、昨年並みでいくと26かな、たしか市内が16、市外が10ということになるのですけれども、限度額も含めて先ほどは全部丸めてどのぐらいの、もし3条例を全部やったらどのぐらいになるという、600万という話だったのですけれども、これもし地元企業が頑張っただけで全部とれたとしたときに、どのぐらい助成金額がふえるというのはわかりますか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 本会議場でご説明申し上げました全体額でおおむね

600万という内訳の中でまちなか住まい、それだけが100%の場合どのぐらいの額になるかというご質問だと思います。こちらについては、おおむね300万ぐらいが増額になると。新築については1,400万前後が毎年助成されている額なのでございますが、その中から割合を出して行ってその分に市外の分に上乗せがなるというところで、足し増しするとおおむね300万ぐらいの金額になるというふうに記憶しております。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどでいくと全体で600万、住宅改修も結構大きな部分に入ってくるのだらうなというふうには思うわけですが、今回この条例でいきますとそれぞれが70万のところが必要に前と比べて2%か3%とか、こういう数字になっているのですけれども、これ地元でやった場合という、この数字を設定した根拠なのだけれども、これは何で1%、さっきも言ったように深川あたりだったら思いっきりこれをぐっと上げて、もともと2,000万ぐらい出そうとする人たちなわけだから、そこでもう少しこの地元と、それから市外の差をつけるような考え方があってもよかったのではないかと思うのですけれども、どう見ても1%だとか、20万だとかと、これではとてもではないけれども、差がつかずに当然外から来た人はこのぐらいなら安くしてあげますよというようなことが目に見えているように思うのですけれども、もともとこの数字にしようと思った根拠というのはどこら辺にあるのですか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 パーセンテージの設定の考え方であるというふうに質問を理解したのですけれども、先ほど午前中本会議場でも同じようなご質問を小黒委員のほうからされていて、うちの部長が答えたところもあるのですけれども、まちなか居住という部分について現行制度では1%の考え方、上積みを利用点というか、メリットとして付加していると。今回まちなか居住ということについての砂川市の課題としてとらえて、1%の上乗せをしていると。地域経済の振興、そういうものについても同等の位置づけでそれに割り増しをすれば、1%以上の割り増しを乗せて制度内の均衡が図れなくなるというようなことについてはちょっと支障があるのではないかということで、まちなか居住の考え方である1%を同じ考え方として1%上乗せしているというところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の説明では、ちょっとわからないのだよね。その理由がないのだよね。要するに制度上で何か支障が来す、それが2%、3%になったらというようなお話だったのだけれども、それって何なのでしょう。別に1でないで制度上何か問題があるのか、これは2とか3に上乗せしてしまったら何かでまずいことが起こるのか、そこら辺のところをもうちょっと詳しく説明してください。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課副審議監。

○建築住宅課副審議監 金丸秀樹君 先ほどの制度内の助成の考え方なのでありますけれども、高齢者については3万円以上の工事で18万限度額ということでやっておりまして、今回率を上げること、4分の3にすることによって2万円程度の上乗せになると。永く住まいるについては、従来10%でやる。これに該当するような工事というのが、先ほど黒委員自分のおうちのお話もされていましたが、200万から500万ぐらいの間の工事でありまして、それに10%が5%上乗せになるというところで、それで10万から20万ぐらいの上乗せになるのでしょうか。新築住宅にあっては、けたが1けた違うものですから、平均価格が2,000万だとしますと、1%で20万、午前中建設部長が申し出ておりましたけれども、20代、30代、40代の平均の所得に該当すると。これが1%が2%にふえますと40万と。インパクトは非常にあるのですけれども、過去の周りの制度の割合からいくと突出するような形になります。この制度だけ1本がばらばらで、それぞればらばらでいっている場合だとそういうような考え方があってよろしいかと思うのですけれども、一ノ瀬委員もおっしゃっていましたが、3つまとまった制度というのが全国でも珍しい状況の中で、制度の中のやはりバランスというのが非常に大事であるということで、それ以上の割り増しについては試算をしたのだけれども、採用しなかったというところがございます。

○委員長 沢田広志君 黒弘委員。

○黒弘委員 大体わかりました。制度というのは、この3本の制度ということですよ。それで、今回もこれ期間を限定しているのです。18年当時から始まっていて、順調に大体年間助成金額と同じぐらいの金額で推移してきていて、確かに住宅の着工件数は減ってきてはいると思うのですけれども、なぜこれをまた今度3年ということで時限立法と言ったら変だけれども、時限条例みたいな形にしたのかなと。もうそろそろずっとやりますよというふうにしてもいいと思うのですけれども、そこのところがちょっとわからないのですけれども、何で3年と区切ったものなののでしょうか。

○委員長 沢田広志君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 佐藤武雄君 午前中の提案説明の中でもございましたが、この条例、3本の条例の根拠となっておりますのは、平成16年度に策定しました住宅マスタープランと、これが現在国で言う住生活基本法を根拠に策定したものでございますけれども、この中で砂川市の現状ですとか、住宅施策に関する課題ですとかを検討しまして、今後の砂川の住宅施策の総合的な計画ということで目的定めまして、翌年17年にその目的を具体的に推進するために推進事業という事業策定いたしまして、その中でハートフル住まいる事業ということで3つの助成制度を策定しまして、その住宅マスタープランの計画期間が平成17年から26年までということで定めておりまして、ハートフル住まいる事業第1次が18年から20年、第2次が21年から23年と、それで第3次として24年から26年の3カ年の計画ということで延長を考えてございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで期限が切られているということなのですね。でも、それはそれとして、さっきも言ったように、これから改修というのもふえてくるだろうし、建設についても住宅建設にしてもなかなか建ててもらえる人たちが多くなってこないということになれば、それこそ定住政策としては、これはずっと続けていかなければならないのではないかなというふうにも思うのですけれども、その辺のところというのはまた3年たったらなくすかなくさないか、もっといいものに見直そうかというふうにも思っているのか、その辺のところは市長にぜひお答えがいただければと思うのですけれども。

○委員長 沢田広志君 市長。

○市長 善岡雅文君 市長にということですので、どうも私の答弁はおもしろくない答弁になりがちなのですけれども、3年後の例えば財政状況をどう見るかというのは正直言って財政当局も国の動向が、ことしの状況も国の動向がわからないというのがございますので、いわゆる行政も10年も20年も同じ制度やっているとそのまま疲弊して金属疲労ではないのですけれども、おかしくなると。これは、やはり年数限った中で見直していくのが本来、先行きの見えない財政運営を強いられている自治体の中では、その中でみんなの中で判断して、財政的にもう少しあるのならもうちょっとこれは力入れてもいいだろうと、いや、ちょっとこれも厳しくなったねという余地も残しておくのも必要なのではないかなと、財政運営の手法としては、先行きが要するに見えないというのがございます。だから、制度は、小黒委員に言わせれば、ずっと未来永劫の条例でもその中で見直してもいいだろうというのもございますけれども、なかなか難しいところもございます。私は、先ほど担当のほうが26年までの制度だというのがございますけれども、恐らくそれが過ぎてもこの種の地域の活性化というのは当然必要になってくるだろうと。ただ、このままでいかどうかというのはその状況によりますし、このような条例でいいのか、または現物的なもので補完する手も、いろいろな手法の選択肢を持った中で、その都度議会と一緒に考えていけばいいのではないかなというふうには考えております。答弁になっていないかもしれないですけれども。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後に、本当に市長が言われているその財源をどうしていくのだということは大事なことだとは思っているのですけれども、やっぱり市民あって市民の生活があってこそその行政でもあるだろうし、砂川市でもあるということは大前提だと思うのです。そもそもがこの条例に関しては市内、市外にとって一番最初に結構大きな助成金をつくってしまったのです。それだから、地元で優遇しようと思ってもそれ以上に差が出せないのです。だから、今度もし3年後でも改正するときはあれば、これ全体として助成そのものは少なくして、こんな60、70をよその人に上げなくてもいいから、いや、よその人ではない、建てる市民だよ。もっと地元との差が出るような制度設計というのもあっていいのか

なというふうには私は思うのですが、とりあえずは3年後がどうなるかということ
を考えながら、質疑は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長 沢田広志君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時42分

○委員長 沢田広志君 休憩中の委員会を開きます。

続いて、議案第7号 砂川地区広域消防組規約の変更についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 国土利用計画（第2次砂川市計画）の策定についての審査に入
ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 今回第2次の計画なので、第1次るとき私委員でいなかったものですか
ら、基本的なことも含めてちょっとお伺いをしたいのでありますけれども、1つは東部と
西部を高速道路で仕分けたというのはどういうことなのかということが1点お伺いしたい
のと、それから目標年次のところに、8ページですけれども、上のほうには将来人口につ

いては第6期と同じように1万7,000人を想定するというふうには書いてあるのですが、その一番最後のほうには数値については今後の社会経済の不確定さなどにかんがみ弾力的に理解されるべきだというような表現になっているのです。私が聞きたいのは、この土地利用計画が決まると、これに逆に言えば固定されるというか、情勢とかいろんな変化に伴って弾力的、柔軟的に土地の利用計画を行っていかねばならないのだけれども、数値目標についてはここに書かれているのですが、そのあたりこの10年間の土地利用計画というのは、先ほどもまちなかの住宅で議論がありましたけれども、私たちは今は定住促進を図るにはもっと田園住宅というか、そういうほうに、都会の人たちがどんどん来たがっているのはそちのほうなのです。ですから、砂川市の人口、住宅政策をとっていく上でも土地利用計画というのは、美しい田園の中に住宅がある、そういう方向にきたいという人の声はたくさんありますが、いろんな規制がありまして、なかなか農地法等のことがあってできないというところがあるものですから、この土地利用計画が決定しますとそういうことは柔軟的に対応できないのかどうなのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 土田委員、委員会、一問一答方式にしておりますので、幾つかありますけれども、その辺ご理解いただきながらよろしくお願いします。

広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 第2次計画ということで、1次計画を踏まえまして今回改正ということで提案させていただいておりますけれども、東西区分につきましては、計画書の10ページにちょうど高速道路をもって東西に分けて東部地区、西部地区それぞれ区分けとしてさせていただいております。これは、9ページのほうにも記載させていただいているのですけれども、やはり自然的、経済的、社会的諸条件、一応分断されているという言い方していいのかわからないのですけれども、やはり高速道路で東側と西側にある程度区切りされている地形的な要因がありますので、目安としてこの高速道路という部分を、ちょうど東西に横断しているものですから、そこを切れ目として、やはり東側は地形的にも山林の部分、それから畑の部分が多いということでちょうどいいラインだなということでさせていただいております。

それから、前のページですけれども、8ページの将来人口についても触れておりましたけれども、やはりそれは総合計画と同様の目標値を持って1万7,000という目標を持って想定しておりますが、規模の関係でご質問ございました。当然弾力的に理解されるべきというものは、その後の経済状況によりまして、もともと畑として利用していたものは畑として利用していただきたいのですけれども、事情があつて違うものになっていくという、森林になっていくですとか、そういうこともあろうと思います。今回数値目標を9ページに載せておりますけれども、その9ページ部分が決してコンクリではない、例えば農用地ですと5ヘクタールほどふやす、これは5ヘクタールふえていますけれども、決して

新たに開墾するというイメージではなくて、もともとの数字が農業者が利用している農用地面積というくくりで1,629というヘクタール数になっておりますので、離農された方が利用していない畑だとかが原野とかになってしまっております、統計上。それらを早い段階で畑として利用してもらっていききたいなということを踏まえてふやしておりますけれども、この部分については今後の社会情勢によりまして数値というのは変わっていくだろう、目標値でありますので、ここにいかなければならないという、決してそういうものではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、田園住宅の関係のご質疑ございました。これは、過去にもいろんなところでご質疑いただいている部分でございますけれども、決して土地利用計画で定める定めないにかかわらず、定めていないからできないということでは決してございませんので、各種それぞれの規制がございまして、農振法の農用地であればなかなかできないというのはこれ当然のことでございますし、それ以外の白地であれば計画があればその計画にのっとったものができる業者さんが出てくれば、当然砂川市としても検討して全体として田園都市計画、田園住宅ですか、田園住宅の計画を定めて、新たに田園住宅を建てたい方の期待に沿えるような計画を立てていきたいということは考えておりますので、その辺でご理解いただきたいと思えます。

○委員長 沢田広志君 土田政己委員。

○土田政己委員 人口の目標も第6期のときもいろいろ議論をした経過ありまして、私たちの思いは土地利用計画も含めてそうですけれども、先ほど議論になっているように、できるだけ砂川の人口を減らさず、できれば2万人を維持しているようなまちを残したいというのが我々の希望であって、何とかそれに向かってどうするかというのは今後の大きな課題でもあるだろうとも思えますし、新しい市立病院もできてそういう条件が整ったという状況もありますから、それでこの1万7,000と、土地利用計画にもこれはどうしても書かなければならないものなのかどうなのか、総合計画ではあのときも議論あって、そうはするけれども、現行人口を減少させないためのあらゆる努力を払うというようなことがあるのだけれども、10年後には1万7,000だとなると、もう今から2,000人以上も少なくするというのを土地利用計画の中にも明記しなければいけないものなのかどうなのか、そこだけちょっとお伺いします。

○委員長 沢田広志君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 この計画のつくりとしては、基本的には全国の計画、それから北海道計画に即した形で作成しておりますので、一定程度人口目標ですとか、それからそれぞれの用途別の目標値を定めなさいということになっておりますので、人口についても定めることになっておりますので、定めさせていただきます。定めた数字については、今回の土地利用の計画の2次計画については6期総合計画ができたことによってこの2次計画をつくろうということになっております。6期計画に即した形で作成すると

ということなので、ここの人口が6計と別な数字を使うことにはなりませんので、その辺ご了解いただきたいと思います。

○委員長 沢田広志君 土田政己委員。

○土田政己委員 僕は、これつくる年度がずれているからやむを得ないかもしれませんがけれども、本来は6期計画の後というふうには、一緒に議論する、土地利用計画と。あのときも6期のときも議論したように、土地利用計画がないというふうに指摘したら、こっこの計画は別にあるからだということで、あのときは第1次計画あったのです。第2次計画、今ですから。でも、本来は第6期と土地利用計画というのはやっぱり並行していくものであって、その中で議論すべきだなというふうに思いますけれども、年度がずれているので、その辺はやむを得ないのかなと思っておりますが、そういうふうな意見を持っております。

それで、1つ、森林についてここでもいろいろ言っているのですけれども、森林問題はその後砂川の場合、さまざまな海外資本とかいろんな問題があつて大きな動きがありましたけれども、前回の委員会で聞きましたら、今はもう海外資本の動きは全くないと、原発がある日本には全然見向きもしないという経済部長からお話がありましたものですから、地域としては一体どうなるのだろうと、海外が買われて何か事業を行うのだろうというふうにも思ったのですけれども、ここでは美しい森林を守り、それから森林の開発の規制もきちっと行っていくというようなことも書かれているのですけれども、先ほど言いましたように、どんどん目まぐるしく地方情勢が変化していくという状況があるものですから、そのあたりで森林についての考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 まず、前段の土地利用の計画の関係、6計との整合性の部分で一部ご質問あつたと思います。6計のときにも土地利用計画、この利用計画あるのという答弁させていただいているはずなのですけれども、大まかで6期計画では用途別に従つてこういう考えですよという定め方をさせていただいております。それを受けて、今回の土地利用計画の砂川市計画だということでご理解いただきたいと思います。

それから、森林計画についてでございますけれども、今回国土利用計画の計画を立てている間に市民説明会ですとか、各種ご意見をいろんな場所でいただきました。それで、市民の方からもどうなのだろうという、森林はというお話もあつたのですけれども、大部分は森林としてあるものについては、やはりこれ以降も森林として利用していただきたいというのが大方のご意見があつたものですから、基本的な考え方としては、現行森林であるものについては今後も森林としていっていただきたいというつくり方にはさせていただいております。ただし、やはり決して計画等々あつたものを一切だめですよという計画にはなっておりません。それは、社会情勢によって大きな計画が出てきた場合は柔軟に対応しなければならないと考えておりますので、その辺は十分理解の上で計画つくらせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この計画の9ページなのですけれども、そこに表がありまして、規模の目標ということなのですけれども、まず農用地、農用地も32年度にはふえるという状況があるのですけれども、この参考資料を見ていきますと、農業の就業人口が平成20年度では578人いるところが平成32年度には397人になって181人も減少という資料があるのです。それでいて農地がふえていくというのが、どうしてこういう目標が設定できるのかなというふうに思うのです。あわせて、その下のほうに工業用地がありますけれども、こちらのほうもふえるのです。こんなに企業来ないし、工業団地が余っていて一般会計で買わなければならないようなのに、まだ工業用地をふやすような国土利用になっているのですけれども、この辺はどうやってふえていって、ふえていっても活用しないことには意味ないと思うのですが、どんなことでこういうふうになっているのかをお伺いしたいと思うのですが。

○委員長 沢田広志君 広報広聴課長。

○広報広聴課長 熊崎一弘君 まず、農地の関係で利用する面積の拡大と就業者数の減、この部分についてなのですけれども、先ほどもちょっと説明させていただいたのですけれども、この農地面積というのが今農業やられている方が利用している農地の面積でございます。統計上そういう、農業センサス等々が農業経営主の方に対して統計をとって、その方が耕作している面積の合計を積み重ねたものでございます。ですから、耕作放棄になって何年も畑として利用していないですとか、そういう土地については残念ながらこの農地の中には入っておりません。そのようなことから、今現在まさに経済部のほうで耕作放棄地の解消に向けていろんな施策をとっているというような状況が前段の会議の中でもございました。そういうことから、やはり耕作放棄地を解消して畑として利用していただくということで増という形で計算をしております。また、就業人口についてもやはり高齢化が進みまして、当然農業をやっていけない方がふえていっております。これについても同様に農業生産法人等々に土地の利用を集積させたりですとか、そういうような施策を今実施しておりますので、そういう方向で農業の従事者は少なくなるけれども、1戸、1世帯当たり、1農業者当たりの面積はふえていくというようなことで整理がつくのかなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、工業用地でございます。工業用地については、この数字が統計上の数字をとっているものですから、一定程度の事業規模を行っている事業者の用地をカウントしております。というのは、中小の100坪、200坪の用地で工場をやっているのだというような方についてはこの工業用地の中には入っておりません。その中で現在の工業用地は、一定程度の規模を積み重ねたものとして80ヘクタールというものを設定をしているところでございます。それで、今後の目標値については、これ砂川市での状況をということではなく、全道の土地利用計画もつくられているわけなのですけれども、平均的な企業立地目標

数というのがございまして、そこで数字を使わせていただいております。国土の砂川市計画も道のほうに提出をして許可いただかなければならないという中で、道の考え方にも沿って書類をつくらせていただいておりますので、その辺はそういうことでご理解をいただきたい、ある程度企業が立地されていくというものとしてつくるべきだということをつくっておりますということで理解していただきたいですし、決して工業用地がふえているからといって新たな工業団地をつくろうとかいうことではなくて、今遊休しているものを工業地として利用していただきたいということでの計画でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、14ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、16ページ、第6款農林費、第1項農業費、質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 農業振興費の提案説明もありましたけれども、私は中山間地域等直接支払に要する経費で、中山間地等の直接払いの予備調査委託料として出されているのですが、私も非常に興味を持っているのですが、この調査の委託料というのはどういふことを、また傾斜地についてどういう形で測量されるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 中山間地域等直接支払の委託料でございますけれども、現在砂川市では急傾斜地の農家5戸がこの中山間事業、急傾斜地で行っております。それで、今緩傾斜地という形での事業を実施していただきたいという要望が多数ありまして、緩傾斜地といいますと水田で100分の1以上の勾配、畑、草地で8度以上の勾配が必要になり

ます。これが緩傾斜地の事業を実施できる対象農地となります。それで、現在どの部分がそういう対象になるかというのが全然把握できない状況であります。それで、その委託料でございますけれども、ことしから実施しております水土里情報システムというのがございます。これは航空写真と、あと砂川市の地番図だとか、そういうのが重ね合わせて見られるシステム、インターネット上で見られるシステムなのですけれども、これを活用しまして、この航空写真なのですけれども、オルソ画像といいまして、航空写真、飛行機飛ばして撮るのですけれども、異なった2点で同じようなところを撮りますと高さもわかるという、こういうことになっています。それで、精度の問題もあるのですけれども、現在の水土里情報システムでわかる高さというのは10センチ単位、だから標高でいうと25.1、10センチ単位でしかわからないのです。ただ、これでもかなりの精度で、今何もどこが対象地域になるかというところがわからない状態ですので、その水土里情報システムとその傾斜度空間解析システム、これを重ね合わせましておおよそ対象農地になる部分というのを図上で測定すると、その委託であります。その委託を使いまして今後農家さんとの協議だとか、道に対する要望だとか、そういうものに使っていきたいというふうに思っております。

○委員長 沢田広志君 土田政己委員。

○土田政己委員 今の課長の説明ですと、私たちも地域で、市長の政策にもありまして、地域でも関心の高いことですから、地域でいろんな中身をこれから説明をしなければならぬことがあるものですからお伺いするのですけれども、今のお話だと、飛行機と言いましたけれども、私は前はGPSで云々というお話も聞いているので、今質疑をしているのですけれども、農業共済組合も含めて全部GPSで農地の状況をつかんで、今でいえば作況の状況も、それから米の質の状況まですべてそれでわかるというシステムにもうなってきた、最近ではもう近くに作況調査しなくてもいいと、坪刈りでやるのはやらないでももういいようなことにも言われているのです。そして、今その誤差を、どのぐらいの誤差があるか、去年から実測とGPSでやるのとの誤差を検討して、それでもう二、三年後には作況調査はGPSで全部やるというような方向に動いているものですから、そういうシステムだと思ったら、だけれどもそうでなくて飛行機の航空写真でやるのですか、それもうちょっとお伺いしたい。それで、それをどういうところに、これは市の農政課でやるのではなくて、だれかに専門業者とかそういうところに委託しなければそれはできないものなのか、その辺です。実際に調査するとすれば、実際の測量ってありますよね、夏になってから傾斜度を測量するから実施計画のときにはそういうふうになっていくのだろうと思えますけれども、それは委託しなければ当然できないのですけれども、その概要をつかむ上でどういう会社にどのような委託されるのかちょっとお伺いします。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 委託先につきましては、水土里情報システムを一元管理してい

るのが土地連でやっております。土地連のほうで航空写真や何かも国の補助金を活用して撮っておりますので、そこで管理されているものですから、そこに委託をしようというふうに考えております。

あと、GPSのお話をいろいろとお聞きしたのですけれども、現在はその水土里情報システムで撮影した航空写真をもとに高さを出していくという、ある資料の中で概算を出していくというふうに考えております。最終的には、当然春になりましたら、また飛行機を飛ばし直すということまではしなくてもいいとは思っているのですけれども、補足的な測量だとか、傾斜が微妙な部分については現地に入って測量だとか、そういうことが必要になってくると思いますけれども、それについてはまた道のほうと協議しながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長 沢田広志君 土田政己委員。

○土田政己委員 それで、これ補正予算で出されていますから、というと、今の作業というか、でき上がるのは一応年度内、いつごろこれが完成するのか、3月前だというふうに思うのですけれども、その辺の計画をちょっと教えてください。

○委員長 沢田広志君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 委託事業につきましては、一月もかからないでできると思っておりますので、来年1月の中から下旬ぐらいにはその成果品ができて、地域の農家さんと説明会なり話し合いができるかなというふうに予定しております。

○委員長 沢田広志君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、18ページ、第7款商工費、第1項商工費、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、20ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それでは、ロードヒーティングの関係でお伺いをいたします。11月29日の新聞にしっかり書かれているので、ちょっと細かいことまで聞けるかなというふうに思うのですが、この委託費というのは測量設計費ということのようですけれども、新聞に書かれている約320メートル、建設費約9,000万円、来年の秋には完成させるということは、これは事実のことなのでしょうか。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 今回の委託は、ロードヒーティング工事の設置のための必要な測量をやって工事に必要な図面等々をつくって、積算に必要な詳細な数量を出すというふうな委託料であります。工事につきましては、これからの計画でございますので、今この場ではお話しすることはできませんので、この点につきましてはご理解をお願いします。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これでは、また立体駐車場と同じ話になるのだけれども、では新聞の記事はという話なのです。では、別の聞き方しましょうか。測量設計は、どこからどこまでやろうとするのですか。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 測量につきましては、国道12号から西6条通り、この市役所のすぐ裏手になりますけれども、その間の測量委託を考えてございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 その距離は、何メートルなのですか。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 国道12号から西6条通りまで、延長約352メートルでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何か妙な質問やめて、要するにこの新聞で書いてあることはほぼこういうことでやろうとしていることは大体、もちろん測量してから若干の誤差はあるということとはわかります。大体こういう計画だということは、このとおりでいいということでのすよね。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 工事自体は、やる計画であります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 答弁としてひどいよね、これは。来年の秋に完成するかしないかって物すごく大きなことです。しかも、建設費が9,000万、ここまで出てからこれがどうしたということを言いたいのではないのだけれども、この出たものは大体こういうことで予想してもいいのですかということを知っているの、そうですと言えいいのではないかなと思うのだけれども。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 今の計画している工事でございますけれども、先ほど言いましたけれども、国道12号から西6条、これは札幌側でございます。国道12号から西6条、この間の歩道整備と滝川側、北のほうにつきましては国道12号から西5条、この役所のすぐ前の通りでございますけれども、その間の歩道のロードヒーティングの整備を計画しているところでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 さっきの僕が聞いたことに何も答えてくれていないのだけれども、新聞でこういうのは大体こういうことなのすよねと聞いた。もう一回手挙げて聞きます。だって、答えていないのだから。

〔何事か呼ぶ者あり〕

こんなに優しくしゃべっているのに、ああ、向こうがね。

○委員長 沢田広志君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 新聞掲載の事業費等については、参考ということで出てしまったものでありますけれども、このロードヒーティング自体、今の時期補正ということは秋、来年の雪降る前までに完成させないと意味がないということから、逆算していきますと今から予算を計上しないと委託設計が間に合っていないという状況から上げたものであります。

それから、延長等につきまして、両側で今考えておまして、西6条まででありますと362メートルですが、西5条まででありますと289メートル、ですからロードヒーティング自体の延べ延長となると、それを合算した641メートルで今調査設計をしようというところであります。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、これ国道からということになってきているのですけれども、ロードヒーティングってご承知のように、ついているところとついていないところで結構大きな段差ができると思うのです。それで、車道はもう仕方ないと思うのです。ただ、歩道の中で、特に国道がどこからどうつくのか、そのロードヒーティングが、国道そのもので歩道に段差ができてしまう可能性が十分あるのだらうなというふうに思うのですが、そういうことというのはどのように考えているのか。

それと、以前は、9,000万は別ですけれども、このロードヒーティングのことずっと考えて質問もしてきましたけれども、まずは大体6,000万ぐらいで、病院の玄関あたりまで国道というのはあったのですけれども、でも大分延びたのです。新聞報道によれば、僕が議会で聞いている限りでは6,000万ちょっとの工事費が必要だろうと、両側で。ところが、今回9,000万にふえているということなのですが、どうしてそこまでロードヒーティングをふやそうとしたのか、お伺いしたいのですけれども。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 初めに、段差の関係でございますけれども、当然ヒーティングを設置している場所、していない場所、当然段差ができます。歩道の部分と車道の部分の段差につきましては、仮に設置した場合ですよ、除雪業者のほうにこういうもの設置しますと、段差できた場合には早朝除雪で削ってください、またある程度機械でできない部分については人力でその段差を解消すると、交差点部分ですね、そういうふうに考えてございます。

それとあと、延長の関係なのですけれども、当初6月の議会で私小黒議員に答弁しておりますけれども、そのときには461メートルというふうなことで答弁してございます。このときは病院の立駐部分、西3条通り、病院のすぐ国道側の通りですが、西3条通りから西6条通りまで、この間の立駐部分の整備計画は考えてございませんでした。今回立駐

の部分もあわせて行うということで立駐の部分が延長が伸びていると、それで金額が上がっているということでございます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 立駐の部分で今までの考えていたのよりふやしていったということなのですけれども、これはもう市長がずっと前から言っている病院周辺の道路整備みたいなことだと思っておりますけれども、今回は測量設計するということなのですけれども、実はバスターミナルというか、バスの待合所から北2丁目に来るまでというのが結構あるのと、それから病院の利用者としてはJRというのも当然あり得るのだろうと思っておりますが、そうするとそういう公共交通機関で砂川に来て歩いてくる人のためのサービスだろうというふうに思うのですけれども、どうも肝心なところは今後どうするのかというのが今見えていなくて、商店街の活性化のためには決してないのだろうとは思っております、一部はあったにしても。これからは、これどうしていこうとするのですか。車で来て立体駐車場に来た人のところまで本当にやる必要があるのか。だって中通ってエレベーターまでつけて、廊下までつけて本館に来れる立体駐車場の設備をつくるのに、わざわざそこをロードヒーティングをして維持管理費までかけてということが本当に必要なのかなと思うのです。それだったら、せめてバスの待合所までにするとか、まだまだ考えようがあるように思うのです。駅ということになれば、あそこは道道になるのですか、短い間が。だから、そこはどんなのかな、でもやるのならやっても構わないのだろうと思し、やるのなら今のところはこうならこうでわかるのだけれども、将来的にはどうするつもりがあるのかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 沢田広志君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 今回の委託の中で立駐の部分も測量に入っているということでございますけれども、実は出入り口の部分、立駐の真ん中付近と一番西側のところに入出口が実はあります。そこに人が冬の場合でも出入りするのではないかと、それであったらそこまで歩道を、せつかくやる工事ですから、ロードヒーティング整備をしたほうがいいのではないかというような考えで延長を伸ばしたことでございます。ほかの部分につきましては、今は北2丁目をとりあえずロードヒーティングを行うということで、ほかの部分については今ちょっと計画はございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、市長、政策的なことなのです。工事の担当者としては、そんなのかもしれないのだけれども、冬わざわざそこを階段あるからとおりにて歩道を歩くかという、僕は違うと思うのです。やっぱり中ロードヒーティングになっているわけだから、立駐の中。そうすればそこをどうしたってエレベーターか、あるいは通路を利用して病院に来る人のほうがほとんどだと思っております。雪に当たらないで済むのだから、わざわざロードヒーティングしてあるからと雪に当たって歩く人もたまにはいるかもしれませ

ん。でも、そうであるならば、僕は駅前までやるとか、あるいはバスの待合所までやるとか、それぞれ市道だったり道道だったり、道だって市が自分でお金出すのだからやらしてくれといったらやらしてくれるでしょう。多分その玄関前からこれだけやるといったら、これ相当の長さです、片側だけでも。だったら、違うやり方を僕は考えるべきだし、そのほうが市長の言っている、病院にいかに来やすく歩行者でも来れるかということに合うと思うのですが、どういうふうにお考えですか。

○委員長 沢田広志君 市長。

○市長 善岡雅文君 ロードヒーティングの場合、12号線から駅のほうについては今流雪溝がついてございます。当面は、その状況を流雪溝でやっていただく。だから、私今考えているのは、やっぱり経常費も、本当は全部やれば一番いいのしょうけれども、今は国道からこちら側のほうのロードヒーティングを実施して、その状況を見ていきたい。将来的なことがどうなるかは、その状況なり、いわゆる高齢化率が高まってきて公共交通機関で来る人がふえてくるなり、その状況の中で考えていけばいいのかなと。

それから、小黒委員言われました立駐の関係なのですけれども、一応委託料には含めています。それらも含めて、その委託料の中で十分検討していければなというふうには考えています。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっとよくわからなかったけれども、多分今のまんまならバスターミナル、待合所からはないのだと思うのです。そこには、ロードヒーティングはないのだと思うのです。でも、そこも市道は市道だと思うのです。本当にここまで延ばすのだったら、市長が言うように、財政的な意味からいって、もうここまでやろうとする予定があつて財源もあるのだとすれば、そこやめて、立駐あるのだからわざわざそこしなくていいから、そっちをやったほうが安くて済むと思うのですけれども、それもあわせて何か考えるというふうな僕はご答弁のように思えたので、市長、ここ立駐、ここまでやるというのでしょ、ロードヒーティング。ちょっとやり過ぎではないですかというふうに思いながら、測量やった結果、でもそこを測量すればやる気があるから測量するのだよね。今ももう言ってしまうているし、西何条、測量していろいろ検討してみてくださいということで終わろうかな。

○委員長 沢田広志君 市長。

○市長 善岡雅文君 そこについては、今私申し上げたのは、委託の中でそれは調査しますけれども、実施の段階でどうするかはまた検討しますよという意味で言ったのです。

〔「ああ、そうですか。やらないかもしれない」と呼ぶ者あり〕

それは、状況を見てから。

○委員長 沢田広志君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり状況見てやらないかもしれないという意味も含めてだというふう

に今理解をしたのですけれども……

〔「それは、両方入っています」と呼ぶ者あり〕

予算次第ですね、わかりました。

それで、もう一点、最後に、市長がずっと僕と議場でやりとりをしているときに、受益者負担が流雪溝や何かの関係であるので、何とか受益者負担を考えてほしいのだというようなことで随分、僕はそんなこと言わないでちゃんとやるべきだというふうに、ついこの前の議会でしたけれども、言っていたのですけれども、それでそっちはもう別に受益者負担を求めないでもいいというふうに市長はお考えになったのですか。

○委員長 沢田広志君 市長。

○市長 善岡雅文君 私は、6月議会のときに小黑さんに言われてやりますと言って、それで解決しているものだと思っていましたけれども。

〔「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり〕

本来は、私が言いたかったのは、菊谷市長が受益者負担をと言っているから、私は市長かわりましたと、だから1回は私は受益者負担の話をして、恐らく無理だなと思っています。だけれども、そのときにもう受益者負担を1回だけ当たってなんて言ったら、取らないということになってしまうから、それでは1回当たるのにそこまでは言えないからあうんの呼吸でわかってくださいと言ったけれども、小黑議員は4回も5回も聞かれるから、最後お答えして、道新にもそう載っていますから、あれは解決事項で、何ら問題はないですけれども。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長 沢田広志君 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、同じく20ページ、第3項河川費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、22ページ、第9款消防費、第1項消防費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、24ページ、第15款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく24ページ、第2項その他公共施設・公用施設災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。8ページから10ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 沢田広志君 以上で本委員会に付託されました議案第2号から第5号まで、第7号、第6号及び第1号の各議案の審査をすべて終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午後 3時31分

委 員 長